「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (案) の概要について」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成 27 年 7 月 17 日 (金) から 平成 27 年 7 月 31 日 (金) まで
意見募集結果	意見提出者数 1名 意見数 1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 1件

(2) 意見の内容と市の対応

(2)	意見の内容と市の対応		
No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正 の有無
No. 1	条例は個人番号の利用と取り扱いに 関する規定で、個人情報の具体的な運用 法に関しては、触れられていません。今 後、運用するうえで、実務面での最大の 課題について、どのように考えられてい るが全く分かりません。 個人番号の漏えい対策は、いくらやり きれるかは疑問です。 個人番号データの記録媒体を携帯することは、あってはなりません。 インターネットに接続されているパソコンに個人番号データが存在すれば、かなりまずです。漏洩したものと覚悟すべきです。漏洩ができれば、かなり安全ですが、それでもきれば、かなり安全ですが、それでもきではありません。 最後は、担当職員の情報保護に対するといるります。	本条例は、社会保障、税、災害対策に関する事務で、行政手続における制用等の番号の番号の利用に対して、行政を識別する法律第9条及び別表ので、のとしているを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別であると考える。と考えると考える。と考えると考える。と考える。と考える。と考える。と	
	以上	を整備、遵守し、特定個人情報の厳格な 取扱いを徹底してまいります。	